

西東京市医師会発熱外来の運営支援の延長について（協議）

1 経過

- (1) 西東京市医師会が運営する発熱外来については、4月28日の開設以降、地域のかかりつけ医との連携により、発熱等の症状がある市民の受け入れを行ってきた。また、5月14日以降は、PCR検査センターとの連携による感染拡大防止を図ってきた。
- (2) これまでの実績を踏まえ、さらに、今後の新型コロナウイルス感染症の「第2波」及びインフルエンザの流行期への対応に向け、今般、医師会より運営を継続する旨の通知を受けた。
- (3) 引き続き、運営に対し支援を行うことにより、市民に対する新型コロナウイルス感染症への適切な医療体制を確保するとともに、感染拡大の防止及び市民の健康維持等を図るものとする。
- (4) なお、これまで、緊急措置的に開設及び運営されてきた発熱外来を、今後の状況変化、かつ、確実な市民の受け入れ体制確保に向け、運営支援を強化する。

2 発熱外来運営概要

| | | |
|-----|--------------|---|
| (1) | 開設場所 | 武蔵野徳洲会病院 内 |
| (2) | 診療日時 | 平日（月～金曜日）午後1時～3時（週5日） |
| (3) | 運営体制 | ① 西東京市医師会に属する医師 1名 ② 看護師 2名 ③ 検査技師 1名 ④ 事務職 2名 |
| (4) | 継続期間 （予定） | 令和2年7月1日（水）～令和3年3月31日（水） ※土・日曜日、祝日、年末年始を除く。 |

3 予算

補正予算により対応（運営費補助）

4 根拠

西東京市医師会新型コロナウイルス感染症発熱外来運営費補助金交付要綱

5 その他

- (1) 診療対象は、①医師会会員医師からの紹介又は②武蔵野徳洲会病院への問い合わせによる予約制とする。
- (2) 運営期間の短縮については、新型コロナウイルスの感染状況により、医師会等との協議により決定する。